

筆者は、わが国に紹介されていない税制用語の翻訳に関わり、その後の議論に役立てるという経験をしてきた。

まずは二元的所得税である。これはDual Income Taxの訳で、1997年12月の金融課税小委員会中間報告に初めて公表されたものである。当時主税局総務課長をしていた筆者のところに石弘光先生が来られ、「欧洲の新しい税理論であるDual Income Taxを勉強してほしい」と英語の論文を手渡された。小委員長の本間正明先生にご相談したところ「金融所得の税率を高めれば海外に資本が流出するので、最適課税という観点からも優れた税制だ」とお墨付きをいただき、「二元的所得税」と翻訳して報告書に登場させた。

総合課税を金科玉条としていたわが国の税理論に、金融所得は分離課税という選択肢もありうることを論理的に裏打ちしたもので、金融所得一体課税としてわが国税制の柱となっている。最近では、マイナンバーの導入やITの発達による金融所得の把握精度の高まりやOECD自動的情報交換の整備などの環境変化が生じ、累進機能を弱め格差の一因となっている金融所得課税制度の見直し論が高まってきた。大きな議論に発展することを望んでいる。

次に、給付付き税額控除である。消費税担当課長をしていた1997年ごろ、民主党（当時）の峰崎直樹議員から、「カナダで導入されているRefundable Tax Creditとはどのような制度か」という国会質問が入った。課内でどう翻訳するか議論をし、「還付付き消費税」がわかりやすいという意見もあったが、この制度は、消費税負担分を所得税の減税として返すので、還付という用語は使えないとなり「給付付き税額控除」と翻訳した。

その後民主党がマニフェストに記載し、消費

税低所得者対策の選択肢として法律に明記したので民主党のアイデアのように思われているが、麻生政権時の2009年、平成21年度税制改正法附則104条に与謝野馨氏の尽力で書き込まれたのが最初である。最近では高市早苗自民党政調会長も必要性を語っている。筆者は、2008年に中央経済社から『給付つき税額控除』という書籍を出したが、附則104条の1年前だったこともあり、「給付つき」と漢字を使っていた。

最後は、記入済み申告制度である。税務当局

が、納税者の所得金額、源泉徴収額、各種控除など入手した情報を、あらかじめ申告書に記入して納税者に送付し、納税者は内容を確認、追加・修正して申告する仕組みで、北欧ではPre-populated Tax Returnと呼ばれていた。2006年に退官して大学に籍を移し立ち上げた金融税制・番号制度研究会の報告書で初めて公表した。当初「事前記入式申告制度」と翻訳していたが、わかりにくいということでの訛語に変えた。

導入を提唱したが、わが国では納税者と国税当局が直接オンラインで結ばれていないこともあり財務省・国税庁の壁は厚かった。ところがマイナンバー制度が導入され、マイナポータルの情報連携を活用して同様のサービスができるところから「日本型記入済み申告制度」として働きかけたところ、2020年からマイナポータルとe-Taxの連携が始まり、今では国税庁のDXの工程表に情報連携の時期が記載されている。

新たな翻訳の楽しみは、毎年グーグル検索の数が増えるのを実感することだ。最近では「デジタル・セーフティネット」という造語を作り、内閣官房の報告書に掲載された(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/kaizen_wg/dai6/siryou2.pdf 21頁)。ジャパニーズ・イングリッシュなので、翻訳できないのが悩みだ。

東京財團政策研究所研究主幹

連載
179回
税制用語の翻訳の楽しみ
税制之理